

概要

○将来の林業を担う人材の確保から森林技術者に対し安全かつ効果的に技術指導ができる人材の確保まで、森林技術者の能力に応じた資格を付与することで、森林技術者のモチベーションアップと森林技術者の更なる技術向上を図るため、令和5年度から段階別資格制度を創設。

<段階別資格制度を創設>

(1) 林業士に加えて林業士長と林業士補を創設

(2) 林業士の専門分野を見直し…育林、素材生産の2分野(部門)に特化 (※その他の育苗、製材、特用林産は新規認定を廃止)

区分	認定の対象者	受験資格	審査又は確認	備考
林業士長	育林又は素材生産に関する高度な知識や技能を有し、技術指導及び安全指導ができる者	<ul style="list-style-type: none"> ・林業士認定者(育林又は素材生産) ・林業就業年数10年以上かつ指導経験年数5年以上であって、林業事業体等から推薦を受けた者 ・普通救命講習を修了した者 ・林業技術の講師として協力できる者 	<ul style="list-style-type: none"> ○審査方法 <ul style="list-style-type: none"> ・受験資格確認 ・研修受講 ・面接 ○研修期間 <ul style="list-style-type: none"> 3日間(座学2日、実技1日) ○研修内容 <ul style="list-style-type: none"> ・技術指導方法 ・労働安全 など 	隔年実施 (次回:令和9年度) 認定者は得意分野と併せて登録し、講師を担う人材として公表する
林業士	育林又は素材生産に関する高度な知識・技術を有する者	(育林) <ul style="list-style-type: none"> ・育林に関する職務に従事した期間が5年以上に達する者 ・刈払機取扱作業安全衛生教育を修了した者 ・伐木作業従事者特別教育を修了した者 (素材生産) <ul style="list-style-type: none"> ・素材生産に関する職務に従事した期間が5年以上に達する者 ・伐木作業従事者特別教育を修了した者 	<ul style="list-style-type: none"> ○審査方法 <ul style="list-style-type: none"> ・受験資格確認 ・筆記(一般+専門) ・実技 ※実技は、筆記において一定の基準を満たす者について実施 	隔年実施 (次回:令和9年度)
林業士補	育林に関する基礎知識及び基礎技術を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・林業従事者又は林業就業希望者のうち、林業士補に認定されることを希望する者 ※ただし、以下に該当する者は、その証明書にて研修を免除する。 <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県立森林文化アカデミークリエイター科林業専攻卒業者 ・岐阜県立森林文化アカデミーエンジニア科卒業者 ・「緑の雇用事業」のフォレストワーカー研修修了者(3年目) 	<ul style="list-style-type: none"> ○確認方法 <ul style="list-style-type: none"> ・受験資格確認 ・研修受講、習熟度確認 ○研修期間 <ul style="list-style-type: none"> 4日間(座学2日、実技2日) ○研修内容 <ul style="list-style-type: none"> ・森づくりに関する基礎 ・測樹(林分調査等) など 	毎年実施 認定者は林業士の筆記審査において加点する